

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

### ◇ 規 則

鳥取県立大山自然科学館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取県立大山自然科学館管理規則の一部を改正する規則

鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

### ◇ 告 示

豚等の移入の禁止の解除

土地改良法による換地計画の適否の決定(二件)

土地改良事業の工事の完了

林業改善資金貸付基準の一部改正

開発行為に関する工事の完了(二件)

急傾斜地崩壊危険区域の指定

解除予定の保安林

### ◇ 選管告示

選挙管理委員会の招集

## 規 則

鳥取県立大山自然科学館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和五十六年七月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第五十七号

鳥取県立大山自然科学館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取県立大山自然科学館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(昭和五十六年三月鳥取県条例第十一号)の施行期日は、昭和五十六年七月二十五日とする。

鳥取県立大山自然科学館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年七月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第五十八号

鳥取県立大山自然科学館管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立大山自然科学館管理規則（昭和五十一年七月鳥取県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

題名及び第一条中「鳥取県立大山自然科学館」を「鳥取県立自然科学館」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十六年七月二十五日から施行する。

鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年七月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第五十九号

鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県林業改善資金貸付規則（昭和五十一年八月鳥取県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

別表の第一号の項中「、苗木床替用機械」の下に「、しいたけ加温機、

しいたけ乾燥機」を加え、

苗木床替用機械で知事が定める基準に適合するものを購入する場合には、一セットにつき二百五十万円

苗木床替用機械で知事が定める基準に適合するものを購入する場合には、一セットにつき二百五十万円

しいたけ加温機で知事が定める基準に適合するものを設置する場合には、一セットにつき三十六万円

しいたけ乾燥機で知事が定める基準に適合するものを設置する場合には、一セットにつき七十二万円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第六百六十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機

関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十六年七月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
野口直子	鳥薬第四五九号	昭和五十六年六月二十五日
陳 玄始	鳥医第二、六三九号	昭和五十六年六月三十日
谷尾和彦	鳥歯第四一三号	"
中尾惠之輔	鳥歯第四一四号	"
三上有史	鳥歯第四一五号	"
門野 勉	鳥医第二、六四〇号	"
三村節子	鳥医第二、六四一号	"
新澤 毅	鳥医第二、六四二号	"

鳥取県告示第六百六十八号

昭和五十六年五月鳥取県告示第四百八十九号（豚等の移入の禁止について）

ては、廃止する。

昭和五十六年七月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百六十九号

昭和五十六年六月二十九日付けで泊村から申請のあつた原地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年七月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和五十六年七月二十五日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
泊村役場
- 四 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百七十号

昭和五十六年七月七日付けで若桜町から申請のあつた五反田地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年七月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年七月二十五日から二十日

三 縦覧に供する場所

若桜町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつ

たので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十六年七月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称	工事完了年月日	届出者
長山地区農業用排水事業	昭和五十六年三月二十日	溝口町
父原地区農業用排水事業	" "	" "
谷中地区農道舗装事業	" "	" "

鳥取県告示第六百七十二号

昭和五十一年八月鳥取県告示第六百九号（林業改善資金貸付基準の決定について）の一部を次のように改正する。

昭和五十六年七月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第一の表第三号の項貸付内容の欄中7を9とし、3から6までを5から8までとし、2の次に次のように加える。

3 主として木質系燃料を使用する構造を有するしいたけ加温機の設置に必要な費用

4 主として木質系燃料を使用する構造を有するしいたけ乾燥機の設置に必要な費用

鳥取県告示第六百七十三号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第九十号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年七月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開發許可の年月日及び番号

昭和五十三年九月二十日 鳥取県指令受都計第二百五十二号

二 開發区域に含まれる地域の名称

鳥取市丸山町、覚寺字水取山、浜坂字北裏山（三工区）

三 開發許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市湖山町九七五―二  
日建工業株式会社  
代表取締役 田中美春

鳥取県告示第六百七十四号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第九十号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年七月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開發許可の年月日及び番号

昭和五十六年三月二十三日 鳥取県指令受都計第五十二号

二 開發区域に含まれる地域の名称  
境港市新屋町字一ツ家灘

三 開發許可を受けた者の住所及び氏名

境港市上道町四六七―三  
阿部 行

鳥取県告示第六百七十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に關する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その關係図面は、鳥取県土木部砂防利水課及び各管轄土木出張所において一般の縦覧に供する。

昭和五十六年七月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 名称

湖山町南一丁目第二地区急傾斜地崩壊危険区域

二 区域

鳥取市湖山町南一丁目三三三番地、三一四番地、三一五番地、三一六番地、三一七番地、三一八番地、三一九番地、三二〇番地、三二一番地、三二二番地、三二三番地、三二四番地、三二五番地、三二九番地、三三〇番地、三三三番地、三三四番地一、三三四番地三、三三五番地、三三六番地

番地、三三七番地、三三八番地、三三九番地、三四〇番地、三四一番地、三四二番地、三四三番地、三四四番地、三四五番地、三四六番地、三四七番地、三四八番地、三四九番地、三五〇番地、三五一番地、三五二番地、三五三番地、三五四番地、三五五番地、三五六番地、三五七番地、三五八番地、三五九番地、三六〇番地、三六一番地、三六二番地、三六三番地、三六四番地、三六五番地、三六六番地、三六七番地、三六八番地、三六九番地、三七〇番地、三七一番地、三七二番地、三七三番地、三七四番地、三七五番地、三七六番地、三七七番地、三七八番地、三七九番地、三八〇番地、三八一番地、三八二番地、三八三番地、三八四番地、三八五番地、三八六番地、三八七番地、四〇九番地、四一〇番地、四一一番地、四一二番地の一部、四一三番地、四一四番地、四一五番地の一部、四一六番地、四一七番地の一部、四一八番地、四二〇番地一、四二〇番地二、四二一番地、四二二番地、四二三番地、四二四番地、四二五番地、四二六番地、四二七番地、四二八番地、四四四番地の一部、四四五番地の一部及び四四六番地並びにこれらと一体をなす国有地

## 二 名称

古川沢地区急傾斜地崩壊危険区域

## 2 区域

倉吉市古川沢字仏ノ前五二番地、字女男岩四二三番地の一部、四二三番地二、四二四番地一、四二四番地二及び四二五番地、字古屋敷五三番地次一、五五番地一、五五番地二、五六番地、五八番地、五九番地、六〇番地、六一番地、六二番地、六三番地、六四番地、六五番地、六六番地、六六番地一、六七番地、六八番地、六九番地及び八二番地、字前田二三六番地、二三七番地、二四〇番地、二四五番地、二

四六番地、二四九番地、二五〇番地、二五一番地及び二五二番地一、字奥谷二七一番地、二七二番地、二七三番地、二七四番地、二七五番地、二七六番地、二七七番地、二七七番地一、二七八番地、二七九番地、二七九番地三、二七九番地六、二七九番地内一、二八〇番地、二八一番地一、二八一番地二、二八二番地、二八三番地一、二八四番地、二八五番地、二八六番地、二八七番地、二八七番地次一、二八八番地、二八九番地、二九六番地一、二九六番地二及び二九七番地、字堂ノ空四二九番地二、四三〇番地一、四三〇番地内一次一、四三〇番地二、四三〇番地三、四三〇番地四、四三〇番地七、四三〇番地八、四三一番地一、四三一番地二、四三二番地、四三三番地一の一部、四三三番地二、四三六番地六、四三七番地、四三八番地一、四三八番地二、四三九番地、四四〇番地、四四一番地一、四四一番地二、四三六番地二の一部及び四四二番地、字屋敷廻二〇二番地二、二〇四番地、二〇五番地、二〇六番地、二一〇番地及び二二一番地並びに字荒神平四七五番地及び四七六番地並びにこれらと一体をなす国有地

## 三 名称

余戸谷町地区急傾斜地崩壊危険区域

## 2 区域

倉吉市余戸谷町字四十二丸三五九五番地一の一部、三六〇七番地一、三六〇七番地三、三六〇七番地四、三六〇七番地五、三六〇七番地六、三六〇七番地七、三六〇七番地八、三六〇七番地九、三六〇七番地一〇、三六〇七番地一一、三六〇七番地一二、三六〇七番地一三、三六〇七番地一四、三六〇七番地一五、三六〇七番地一六、三六〇七番地一七、三六〇七番地一八、三六〇七番地一九、三六〇七番地二〇、三

六〇七番地二、三六〇七番地二、三六〇七番地二三及び三六〇九番地一の一部、字清水出三一六八番地次一、三一六八番地二、三一六八番地四、三一六九番地一、三一六九番地二、三一六九番地五及び三一六九番地六並びにこれらと一体をなす国有地

四1 名称

船越地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

日野郡溝口町大字船越字新次郎田一四四番地、一四五番地、一四六番地、一四七番地、一四八番地一、一四八番地二、一四九番地一、一四九番地二、一五一番地一、一五一番地三、一五二番地、一五三番地、一五四番地及び一五五番地、字墓ノ上一二〇番地、一二一番地、一二二番地、一二三番地及び一二四番地、字墓ノ元一一八番地及び一一九番地、字江戸谷五一番地、五二番地、五三番地、五四番地、五五番地、五六番地五七番地、五八番地、五九番地一、五九番地二、六〇番地、六一番地一、六一番地二、六二番地二及び六三番地、字家ノ上へ四四番地一、四四番地三、四五番地、四六番地、四七番地、四八番地、四九番地及び五〇番地、字屋敷二八番地一、二九番地一、二九番地三、三〇番地一、三一番地一、三二番地、三三番地、三四番地、三五番地、三六番地、三七番地、三八番地、三九番地、四〇番地、四一番地、四二番地及び四三番地一並びに字前田二六番地及び二七番地並びにこれらと一体をなす国有地

鳥取県告示第六百七十六号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年七月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字小羽尾字浅谷笹原口八六一（次の図に示す部分に限る。）、八六〇の二、八六二の二

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十七号

昭和五十六年第七回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十六年七月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

一 日時 昭和五十六年七月二十七日

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 青年リーダー研修会について

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥 取 県 【定価一部一箇月十二百円(送料を含む。)】